中間集約版

地域コミュニティを続けるためのまちづくり

(地域コミュニティの役割等)

第7条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。

- 2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。
- 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。
- 5 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。

Plan 計画

(1)地域コミュニティの活性化と組織強化に つながる活動支援

- ①市民への地域コミュニティの重要性の啓発
- ②自治会等が主体的に取り組む、地域の課題解決等のための活動に対する 支援

平成 26 年度

- ・広報ひた「まちのわだい」コーナーで、地域活動 を紹介
- ・自治会活動等推進事業補助金の交付 96 件 補助額 43,184 千円
- ・自治会連合会理事会等への参加

平成 27 年度

- ・広報ひた「まちのわだい」コーナーで、地域活動を紹介
- ・自治会活動等推進事業補助金の交付 121 件 補助額 49,207 千円
- ・自治会連合会理事会等への参加
- ・出前懇談会等において「水郷ひた応援交付金(自治会還流制度)」を周知 平成 28 年度
- ・広報ひた「まちのわだい」コーナーで、地域活動を紹介
- ・自治会活動等推進事業補助金の交付 84 件 補助額 31,430 千円
- ・自治会連合会理事会等への参加
- ・出前懇談会等において「水郷ひた応援交付金(自治会還流制度)」を周知

Do 実行

(2)地域コミュニティへの支援

地域に根ざしたまちづくりや人づくりのために、自治会やまちづくりに関わる団体等が主体的に企画し、実行する非営利で創造的な活動事業に対して、「まちづくり活動推進事業補助金」を交付する。

平成 26 年度

計画

- ・まちづくり活動推進事業 9団体 2,820千円
- ・周辺地域活性化対策事業 89件 22,295千円

[活動報告会]

平成 26 年 6 月 29 日 (日) 参加者: 70 人

運営:ソーシャルビジネス研究会

平成 27 年度

- ・まちづくり活動推進事業 9団体 2,499千円
- ・周辺地域活性化対策事業 80件 20,229千円

「活動報告会]

平成 27 年 6 月 13 日 (土) 参加者: 70 人

運営:ソーシャルビジネス研究会

平成 28 年度

- ・まちづくり活動推進事業 11 団体 2,909 千円
- ・周辺地域活性化対策事業 92件 20,770千円

[活動報告会]

平成 27 年 6 月 18 日 (土) 参加者: 85 人

運営:NPO法人ひたにわ

(地域課題)

- 第 24 条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の 共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努め なければならない。
- 2 小規模集落(戸数の減少及び高齢化が著しい集落をいう。)等の住民は、 地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解 決に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

Plan 計画

実行

(1) 地域課題の共有化及びその解決の 取り組みの推進

- ①各地域の抱える課題を把握し、広報紙等の各種媒体や市民との意見交換等の場で、その情報の提供に努める。
- ②地域住民主体により、地域課題の把握と解決・改善方法の検討を行い、 これらをまとめた地域活性化プランを策定する。(5振興局管内) 地域 住民及び行政等は、協働して地域活性化プランに基づく取り組みの推進 に努める。

平成 26 年度 計画なし

平成 27 年度 5 振興局管内での円卓会議の開催

平成 28 年度

将来に備えた住民自治の在り方を考えるための、自治会長を対象とした講演会の実施

計画

(1)住民同士の支え合いのしくみづくり

- ①住民自治体制確立の支援 ②地域間連携の推進
- ③地域活動の支援

平成 26 年度

・NPOつえ絆くらぶに、支え合いの仕組みづくり事業 補助金 900,000 円を交付

・地域おこし協力隊1人を配置

平成 27 年度

- ・NPOつえ絆くらぶに、支え合いの仕組みづくり事業補助金 370,000 円を交付
- ・地域おこし協力隊 6 人と集落支援員 2 人を配置

平成 28 年度

- ・カッスル隊に、支え合いの仕組みづくり事業補助金 501,000 円を交付
- ・地域おこし協力隊 10 人と集落支援員 5 人を配置

D。 実行

実行

若者が活躍できるまちづくり

(子どもの権利等)

第8条 子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。

- 2 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加するよう努め るものとする。
- 3 市民及び地域コミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在である ことを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子ど もの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。
- 4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。
- 5 市長等は、咸宜園教育の理念を生かすとともに、教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。

Plan **計画**

(1) 子どもがまちづくりに参加しやすい環境づくり

①市内の子どもたちが、日田市を知り郷土愛を育むとともに、 まちづくりへ積極的に参加できるような仕組み等を検討する。

平成 26 年度 計画なし

平成 27 年度

佐賀県武雄市視察 まちづくり集会における高校生の参加について、高校生が参加することによって生まれる効果等を検証 平成 28 年度

- ・「若者の意見を市政に反映させる仕組みづくり」を第6次総合計画における取組の基本方針として明記
- ・中・高校生にふるさと「ひた」への理解と関わりを深めてもらうため、 HITA PRIDE PROJECT 事業を実施(日田市の輝き人紹介パンフレット 制作、イベントの実施)
- ・市内の小・中学校生を対象に先哲の教えや生き方に学ぶ学習を推進
- ・市内の小・中学校生を対象に、地域の魅力を学ぶための校外の体験活動 などを推進
- ・青少年健全育成活動におけるリーダーを育成するため、青少年を対象に 体験活動やワークショップ等を実施
- ・ふるさとの河川環境保全を啓発するため、市内の子どもたちと協働して 簡易水質検査や水生生物調査を実施
- ・「日本遺産子どもガイド」として 17 人を育成し、天領まつりやおひなま つりにて観光客にガイドを実施

災害に強く安心して住めるまちづくり

(危機管理)

- 第 26 条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておかなければならない。
- 2 市長等は、災害等の発生時において、市民及び旅行者の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等 の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。
- 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。
- 4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

Dο

実行

Plan 計画

Dο

実行

(1)「自助・共助・公助」の推進

自助・共助・公助の役割分担のもと、各種事業の継続的な取組

みにより、危機管理体制の確立、防災活動の効果的な実施を図る。

- ①自主防災組織活性化事業
- ②災害備蓄拠点整備事業

平成 26 年度

- ·自主防災組織活性化事業 (資機材補助) 22 件 (訓練補助) 8 件
- ·防災士養成 34 人 (累計 314 人)
- ・防災士スキルアップ研修(全3回 延べ参加者数65人)
- ・アルファ化米等有期限物資の循環

平成 27 年度

- ·自主防災組織活性化事業 (資機材補助)34件(訓練補助)15件
- ・防災士養成 42 人 (累計 356 人)
- ・防災士スキルアップ研修参加者(全3回 延べ参加者数132人)
- ・アルファ化米等有期限物資の循環

平成 28 年度

- ·自主防災組織活性化事業 (資機材補助)28 件(訓練補助)15 件
- ・防災士養成 50 人 (累計 405 人)
- ・防災士スキルアップ研修参加者(全3回 延べ参加者数163人)
- ・有期限物資の循環、備蓄品(飲料水)、備蓄拠点の追加

Plan 計画

(2) 地域防災計画の推進

- ①「日田市防災会議・日田市水防協議会」において、毎年 検討を加え、必要があると認めた時に「日田市地域防災計画」 の修正を適宜行う。
- ②毎年本格的な出水期を迎える前に日田市防災会議・日田市水防協議会を 開催し、災害対策基本法に基づき作成している日田市地域防災計画の改 正事項等について審議し、防災体制の整備確立を図る。

平成 26 年度

Dο

実行

- ・災害対策基本法改正に伴う用語の修正
- ・災害対策基本法第 49 条 10~12 による項目の追加
- ・気象庁の「特別警報」運用開始に伴う修正
- ・市役所の組織の見直しによる修正
- ・日田市防災会議・日田市水防協議会の開催

平成 27 年度

- ・災害対策基本法第76条の6の改正に伴う修正
- ・市役所の組織の見直しによる修正
- ・日田市防災会議・日田市水防協議会の開催

平成 28 年度

- ・市役所の組織の見直しによる修正
- ・日田市防災会議・日田市水防協議会の開催